

都道府県・ 政令指定都市名	千葉市
------------------	-----

1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	市民局 生活文化部 男女共同参画課
担 当 職 員 数	8 名 (専任 6 名、兼任 2 名)

2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	千葉市男女共同参画推進協議会
設置年月日・根拠	平成 元 年 12 月 1 日 根拠: 千葉市男女共同参画推進協議会設置要綱
長 の 役 職	副市長

3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会 議 の 名 称	千葉市男女共同参画審議会
設 置 年 月 日	平成 15 年 4 月 1 日
構 成 員	15 名 (女性 8 名、男性 7 名)

4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 17 年 4 月 ~ 28 年 3 月		
名 称	ちば男女共同参画基本計画・新ハーモニープラン		
改定・見直しの予定時期	平成 年 月 日	<input type="radio"/>	← 未定の場合は○をつけてください。

5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	千葉市男女共同参画ハーモニー条例
	公 布 日	平成 14 年 9 月 25 日
	施 行 日	平成 15 年 4 月 1 日
	改 正 日	平成 年 月 日
	改 正 内 容	
改正が予定されている場合、改正予定時期:		平成 年 月
無の場合 ※どちらかに○をつけてください。	制定等について検討中(あれば、具体的に)	
	特に検討していない	

調査時点コード

1

平成21年4月1日

2

平成21年5月1日

3

その他:平成 年 月 日

6 審議会等委員への女性の登用

目 標 値	22年度より前の、できるだけ早期に	30%	年度まで	%	年度まで	%
根 拠	「ちば男女共同参画基本計画・新ハーモニープラン」平成17年3月					
対象となる審議会等の範囲	法律、政令、条例、規則、要綱等により設置されている懇談会、審議会等					
目標の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	委員会等数 (111)	うち女性委員を含む審議会等数 (100)	延総委員等数 (1,575)	延女性委員等数 (420) 女性比率 (27)
	うち法律または政令に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	委員会等数 (20)	うち女性委員を含む審議会等数 (17)	延総委員等数 (531)
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況(*)	調査時点コード	1	委員会等数 (17)	うち女性委員を含む審議会等数 (17)	延総委員等数 (531)	延女性委員等数 (108) 女性比率 (20)
	調査時点コード	1	委員会等数 (6)	うち女性委員を含む審議会等数 (5)	延総委員等数 (57)	延女性委員等数 (6) 女性比率 (11)
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	委員会等数 (6)	うち女性委員を含む審議会等数 (5)	延総委員等数 (57)	延女性委員等数 (6) 女性比率 (11)
目標値以外の目標設定	平成27年度までに女性委員がない附属機関等をなくす					
女性登用方針	人材名簿作成の有無	有 <input type="radio"/> (公表 <input type="radio"/> ・ 非公表) ・ 無 <input type="radio"/> ・ 作成予定有				
	人材名簿が有る場合	掲載人数	453 人 (平成 13 年 1 月現在)			
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無	有 <input type="radio"/> ・ 無 <input type="radio"/>			
		委員の公募	有 <input type="radio"/> ・ 無 <input type="radio"/>			
		その他 (委員選任時の事前協議)				

(*) 平成21年3月時点で法律又は政令により設置義務がある審議会のうち内閣府が把握したもの
(参照:別表1(都道府県)、別表2(政令指定都市))

調査時点コード	1	平成21年4月1日	2	平成21年5月1日	3	その他:平成 年 月 日
---------	---	-----------	---	-----------	---	--------------

7 女性公務員の採用・登用状況

(1) 管理職の在職状況

調査時点コード

		管理職総数		女性管理職の内訳			
		(人) (A)	うち女性管理職数 (人) (B) = (C+D+E)	女性比率 (%) (B/A)	部局長クラス (人) (C)	次長クラス (人) (D)	課長クラス (人) (E)
本庁	計	301	6	2.0	1	0	5
	うち一般行政職	287	4	1.4	1	0	3
支庁・地方 事務所	計	291	23	7.9	1	1	21
	うち一般行政職	196	17	8.7	1	1	15
再掲	警察本部						
	教育委員会	63	4	6.3	0	0	4

(2) 女性公務員の採用状況

平成20年4月1日～21年3月31日

	総 数 (人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)
上 級	120	42	35.0
うち 警察本部			
中 級	120	92	76.7
うち 警察本部			
初 級	70	23	32.9
うち 警察本部			

(3) 女性採用・登用のための措置 ※実施しているものに○をつけてください。

1. 女性の採用目標の設定	具体的目標()
○ 2. 女性の管理職登用目標の設定	具体的目標(平成22年度までに管理監督者にしめる女性職員の比率を20%にする。)
○ 3. 女性職員の採用・登用に関する計画の策定	
4. 上記3の計画の策定、実施に実質的に関与する「女性職員の採用・登用拡大担当者」の設置	
5. 女性職員の採用・登用の状況や上記3の計画の進捗状況等に関する庁内の意見交換等の場の設置	
6. その他(内容:	

8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設定

名 称	千葉市女性センター		(単独施設 ・ 複合施設 ○)	
愛称・通称				
設置年月日	平成 11 年 12 月 1 日			
所在地等	郵便番号	260-0844		
	住 所	千葉市中央区千葉寺町1208番地2		
	電話番号	043-209-8771	FAX番号	043-209-8776
	ホームページ	http://www.chp.or.jp/chiba_women/index.html		
管理・運営主体	1. 施設管理	直営(担当部局名:)		
※1～3について、該当するものに○をつけ、記入してください。		○ 指定管理者(名称: (財)千葉市文化振興財団)		
		その他()		
	2. 事業運営	直営(担当部局名:)		
		○ 指定管理者(名称: (財)千葉市文化振興財団)		
		その他()		
	3. その他	直営(担当部局名:)		
	指定管理者(名称:)			
	その他()			
職員数	常勤	15 人、	非常勤	8 人
	予算額	平成21年度	191,783	千円
主な事業	*実施しているものに○を付し、主な事項を記入してください。			
男女共同参画・女性に関するもの	○ 1. 広報啓発(主な事項: 情報誌の発行)			
	○ 2. 講座(主な事項: 男女共同参画社会実現に向けての各種講座を実施)			
	○ 3. 相談事業(主な事項: ハーモニー相談・ハーモニー専門相談(医師・弁護士))			
	○ 4. 情報収集・提供(主な事項: 男女共同参画・福祉に関する情報を収集・提供)			
	○ 5. 苦情処理(主な事項:)			
	○ 6. 交流促進(主な事項: 女性センターまつり、ハーモニーサロンの実施)			
	○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項:)			
	○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項:)			
	○ 9. 調査研究(主な事項: 市民を対象とした意識調査を実施)			
	○ 10. その他(主な事項: ハーモニーシアターの開催(映画の上映))			

14 平成21年度実施予定事業 ※欄が足りない場合には適宜増やして記入してください。

実施予定事業の内容		上記の事業内容を記入してください。欄が足りない場合には適宜増やして記入してください。	
名 称	事業内容 等	参加予定者数	時 期
1. 委員会・懇話会 ・ 千葉市男女共同参画審議会 ・ 千葉市男女共同参画推進協議会	新ハーモニープラン推進状況等の審議 新ハーモニープラン推進状況等の審議	15人 16人	未定 未定
2. 広報啓発 ・ 情報誌「ハーモニーちば」 ・ ハーモニー講演会 ・ 男女共同参画啓発カレンダー作成	一般市民を対象とした情報誌 一般市民を対象とした講演会	500人	平成22年2月 平成21年11月
3. 講座			
4. 相談事業 ・ 男性専用相談	男性のための相談事業		
5. 情報収集・提供			
6. 苦情処理 ・ 千葉市男女共同参画苦情処理制度	性別による差別等に対処する苦情処理制度		
7. 交流促進			
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ 男女共同参画推進優良事業者表彰 ・ 事業所研修支援	男女共同参画を推進している事業者の表彰 出前講座の実施		
9. 国際交流・海外派遣事業			
10. 調査研究			
11. その他			

政令指定都市名

千葉市

以下のデータの調査時点をお答えください。(該当する時点に○をつけ、その他の場合は調査年月日も記入してください。)

平成21年4月1日現在

平成21年5月1日現在

その他:平成 年 月 日現在

1 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

* 調査実施時に設置義務のある審議会等のうち、平成21年3月に内閣府で把握したもの

	審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	市町村防災会議	66	4	6.1	
2	民生委員推薦会	14	4	28.6	
3	国民健康保険運営協議会	18	6	33.3	
4	地方社会福祉審議会	42	10	23.8	
5	土地利用審査会	7	3	42.9	
6	地方障害者施策推進協議会	20	4	20.0	
7	公害健康被害認定審査会	13	2	15.4	
×	8 損害評価会				
×	9 地方港湾審議会				
10	土地区画整理審議会	43	1	2.3	
11	建築審査会	7	3	42.9	
12	開発審査会	7	3	42.9	
13	介護認定審査会	168	43	25.6	
14	精神医療審査会	15	5	33.3	
15	市町村国民保護協議会	42	4	9.5	
×	16 地方独立行政法人評価委員会				
17	感染症診査協議会	7	2	28.6	
18	市町村都市計画審議会	23	4	17.4	
19	市街地再開発審査会	9	2	22.2	
20	障害程度区分認定審査会	30	8	26.7	
合 計		531	108	20.3	

2 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等

	委員会等名	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	6	2	33.3	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会又は公平委員会	3	0	0.0	
4	監査委員	4	1	25.0	
5	農業委員会	34	1	2.9	
6	固定資産評価審査委員会	6	1	16.7	
合 計		57	6	10.5	

3 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況

審議会等数	うち 女性委員を含む 審議会等数	延総委員等数 (人)	延女性委員等数 (人)	女性委員割合 (%)
63	56	1,103	281	25.5